

千葉家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 令和4年6月27日（月）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 千葉地方・家庭裁判所新館大会議室
- 3 出席者
(委員) 浅尾智康、足洗俊郎、岩藤千代子、大石聡子、大久保健司、河原俊也、岸日出夫、篠田三紀、高梨みちえ、鶴ヶ野翔麻、細田美和子、村上和仁、安田昌子（五十音順、敬称略）
(説明者) 千葉市成年後見支援センター所長 佐藤正幸 （敬称略）
(オブザーバー)

中山直子部総括裁判官、鈴木雄輔裁判官、大槻真人首席家庭裁判所調査官、鈴木浩家事首席書記官、戎史木少年首席書記官、竹下則幸家事次席書記官、本多悟史主任書記官、吉田美奈子主任書記官、澤田達也主任書記官、斉藤浩一主任書記官、長郷文香事務局長、佐藤葉子事務局次長、曾田隆史総務課長、中山慎一会計課長、積和夫総務課課長補佐

- 4 テーマ
成年後見制度の利用促進について
- 5 議事等

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員（足洗俊郎委員、大久保健司委員、河原俊也委員、岸日出夫委員、篠田三紀委員、高梨みちえ委員、村上和仁委員、安田昌子委員）について、曾田総務課長から紹介された。

(2) 委員長を選任

家庭裁判所委員会規則第6条に基づき、出席委員において新委員長の互選を行い、全会一致で岸委員が委員長に選任された。

(3) 委員長代理の指名

委員長は、委員長代理として河原委員を指名した。

(4) 意見交換等

ア テーマについて

オブザーバーから、成年後見制度の内容、成年後見制度の利用状況、成年後見制度利用促進基本計画の概要及び千葉県内の取組状況等について説明がされた。

イ 千葉市成年後見支援センターの取組について

成年後見制度を用いた支援の状況等について、説明者から説明いただいた。

ウ 協議の要旨 (■委員長、●委員、▲オブザーバー)

■委員長

ありがとうございました。支援を必要とする者がこのように成年後見制度を利用することで、地域社会の中で尊厳のある、本人らしい生活が継続できるという内容で、成年後見制度利用促進に向けた取組の重要性がよりクリアになったと思います。重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。御二人からの説明を踏まえて、成年後見制度利用促進に関しまして、皆様から御意見等を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

●委員

成年後見制度施行当初は、御本人の親族の方が後見人になられるケースが非常に多かったものが、現状は、そうではないケースが多くなってきているというお話がございました。他方で、申立ては、御本人、親族又は市町村長が行う形になっているというお話がございましたが、申立人の属性に関する比率の推移が分かる資料等はございますでしょうか。

■委員長

申立人の属性に関する推移が分かる資料等が無いかという御質問ですので、

オブザーバーの方で少し検討していただければと思います。そうしましたら、今の御質問に対する回答は一先ず保留させていただいた上で意見交換を進めさせていただきたいと思います。ほかに何か御質問等がございますでしょうか。

●委員

成年後見制度に対するイメージが湧いてくる御説明、ありがとうございます。特に、説明者から成年後見制度利用のメリットに関する説明をうかがって、成年後見制度に対するイメージが変わりまして、私もある程度の年齢に達しましたら利用してみたいと思うようになりました。当初は、認知症に罹患した場合等にやむを得ず利用する制度という非常にネガティブなイメージだったのですが、成年後見制度利用のメリットに関する説明をうかがい、例えば、ファイナンシャルプランナー、銀行の人生設計の相談をしてくださる方、あるいは地域の親しい友人などが私の生活の見守りをしてくれる制度であるという非常にポジティブなイメージを持ちました。この点につきまして、私としては、成年後見人という名称を廃止して、よりスタイリッシュな名称に変更すれば更に制度利用が進むのではないかと感じましたのでお伝えします。他方で、制度利用の端緒としましては、民生委員、ボランティアの方、あるいは福祉サービスの方が問題を発見した時に行政に連絡するケースや御近所の方等の御本人の身近にいる方で気付いた方が御家族に対して成年後見制度の利用を促すといったケースが多いのかなと思っていますが、御本人が認知症の診断を受けることを嫌がり病院に行くことを拒んだり、場合によっては怒ってしまうといったことも耳にします。そのような場合にどのようにされているのかを教えてくださいませんか。

■委員長

裁判所は申立てがあって初めて判断をするという機関ですので、この質問につきまして、成年後見制度による支援を必要とする方を発見して制度利用につなげる取組を行っている説明者に御回答いただいた方がよろしいかと思われま。よろしくお願ひいたします。

説明者

実際、御本人が福祉サービスを利用して、その福祉サービスを提供している方、例えばヘルパーさんやケアマネジャーさんが発見することが多いということが事実ではございます。ただ、第1期の成年後見制度利用促進基本計画でも早期発見の重要性がうたわれていましたが、福祉事業者だけではなく、誰もが問題に気付けるのではなかろうかということが第2期の成年後見制度利用促進基本計画ではうたわれております。例えば、市民後見人養成研修を多くの市民の方が受講し、受講した市民の方が後見人としての役割を担うだけではなく、市民の立場で近くの人に生じた問題に気付く役割を果たすこと等が期待されています。ここからは千葉市の取組の事例でございますけれども、協議会という会議がございます。この協議会には、家庭裁判所の方にもオブザーバーとして御参加いただいておりますけれども、先ほどのお話にも出てきました民生委員や金融機関の方を始め幅広い立場の方に御参加いただいております。そこでは、銀行の窓口で何かあったときには我々の方にも相談してくださいという話や警察署の生活安全課の方で何かあったら我々の方にも相談してくださいという話などを交わしていただき、中核機関という存在を周知した上で、地域生活を送る中で他人と接触する機会のある方は誰であっても、福祉事業者でなくても気付けることがあるということをご認識していただく努力をしております。このように、どんなに些細な気付きであっても中核機関の方に御相談いただくということが今の流れになってきております。

■委員長

ありがとうございました。実生活と法制度をリンクさせていくという場面に精通しておられる方から御発言いただけますでしょうか。

●委員

私も弁護士の立場からしますと、発見と言いますと、高齢者虐待やセルフネグレクトといった権利救済が必要な方の発見という現場に立ち会うことが非

常に多いです。先ほど、ポジティブなイメージをもっと発信していった方が良くのではないかと御発言がありましたが、私ども弁護士といたしましては、権利救済というケースが非常に多く、そうしたケースに対してすら支援の手が行き渡っていないのではないかと感じております。したがって、第2期の成年後見制度利用促進基本計画の話聞いて、権利救済というケースにさえ底入れできていない部分があるにもかかわらず、随分急いでいるなど感じましたし、恐らく現場は大変だろうとも思いました。あと、私からもお聞きしたいことがあるのですが、先ほどの家庭裁判所の御説明の中で、裁判所からの働き掛けに限度があるというお話や小規模自治体からできないことが多いという声があがっているというお話がありましたが、千葉県として何か取組やお考えがあればお聞きかせいただけますでしょうか。私個人といたしましては、家庭裁判所がせつかく近くにあるので、家庭裁判所と県の間で何らかの取組を進め、県の方から各自治体に対して、その取組の結果得られたデータや必要なツールを提供していく方が個別の自治体が裁判所にアプローチするよりもやりやすいのではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

■委員長

ありがとうございます。県に対する御質問が出されましたが、いかがでしょうか。

●委員

結局のところ、法律に基づく業務になりますので、都道府県の責務とは何かと言いますと、市町村の支援というところになってきますし、あとは公益的な見地から成年後見人になれる方の人材育成、必要な助言及びその他の援助を行うということになってこようかと考えます。今、県がどのようなやり方をしているのかと言いますと、県の社会福祉協議会にお願いをして研修を実施していただいたり、家庭裁判所と連携して、市町村に対して中核機関設置に向けた働き掛け等を行っているところであります。介護サービスが始まるに当たって契約という形

がとられたことを契機として現行の成年後見制度が施行されたと理解しているのですが、そうした背景事情がございますので、今お話のあった介護の場面で、発見という言い方が適切か否かは分かりませんが、気付かれることが多くなっていくのだと理解しております。そうなりますと、生活保護や介護サービスというものは、基本的には市町村が窓口となってまいりますので、成年後見制度に関する事務を担っていただくのは必然的に市町村になってくるものと県としては考えております。ただ、先ほど御説明がありましたとおり、中核機関が設置されている自治体が13で、中核機関に求められる全ての機能は備わっていても相談機能等の一部の機能を備えている権利擁護センター等が設置されている自治体も少なからずあるのですが、小さな自治体におきましては、そのいずれもないという自治体がほとんどでございます。例えば、千葉県の最南端にある町の中には、人口が8000人くらいで、自治体の職員の数が100人に満たない町もございまして、そういった自治体におきましては、顔が見える関係ができていくという面がある一方で、成年後見制度を利用していることを知られたくないという方が数多くいらっしゃいます。そういった自治体を支援していくために周辺の自治体を巻き込んで広域でできることと等がないかといった視点で支援の方法を考えていくことも県の役割なのではないかと考えております。

■委員長

ありがとうございました。オブザーバーの方で先ほどの質問に対する回答の準備が整ったということですので、ここで回答していただければと思います。

▲オブザーバー

それでは、御説明させていただきます。申立件数は、総数としまして3万1163件でございます。うち、御本人が申立人となっている件数が8198件、御本人の親族の方が申立人となっている件数が2万719件及び御本人の親族以外の方が申立人となっている件数が1万444件となっております。2万719件の親族申立事件の内訳につきましては、配偶者が申立人となっている件数が17

74件、親が申立人となっている件数が1895件、子供が申立人となっている件数が8236件、兄弟姉妹が申立人となっている件数が4443件、おいやめいといったその他の親族の方が申立人となっている件数が4371件となっております。親族以外の1万4444件の親族以外の申立事件の内訳につきましては、市区町村長が申立人となっている事件が多くを占めておりまして、9185件ということになっております。これが全国のものとなります。千葉県内ということになりますと、いずれも令和3年1月から12月までの数字なのですけれども、申立件数の総数が1878件で、そのうち御本人が申立人となっている件数が320件、配偶者が申立人となっている件数が103件、親が申立人となっている件数が93件、子が申立人となっている件数が402件、兄弟姉妹が申立人となっている件数が205件、おいやめいといったその他親族が申立人となっている件数が215件、法定後見人等が申立人となっている件数が26件、任意後見人が申立人となっている件数が20件、市区町村長が申立人となっている件数が494件となっております。

■委員長

ありがとうございました。今の回答を踏まえて何かございますでしょうか。

●委員

成年後見制度の利用が必要な方の中には、困窮している方や権利擁護が必要な方がいらっしゃるというお話がありましたが、親族との関係が良好でない方もいらっしゃいますので、申立人は、親族を除けば、市区町村長になることを制度自体が想定しているのだと思います。市区町村長が申立人となっている件数が増えていくと、市区町村の役割が更に大きくなり、市区町村により発見される御本人の数も増えていくと思います。先ほどの家庭裁判所の御説明の中で、裁判所としての対応が難しい例として、一律の指針や基準を事前に示すということがございました。御判断は、ケース・バイ・ケースのものであるということだとは思いますが、他方で、行政機関の仕事の仕方として、一律の指針や基準がないと非常

に動きにくいというところがございます。裁判所の御判断がケース・バイ・ケースであるとはいいましても、当然、これまでの蓄積ですとか何らかの基準があると思います。今後、市区町村の役割が増えていって、件数がかなり増えるということになりますと、成年後見制度の利用促進を図るためには、自治体の職員や後見人候補者の確保と共に、裁判所からそうした判断基準のようなものを示していただくことも必要になってくるのではないかと思います。例えば千葉市のように大きな自治体では、しっかりとした蓄積があってから始めたのだと思うのですが、これから中核機関を設置しようと考えている行政機関は、そうした蓄積がない状況で動くことにためらいを感じると思います。準備を整えてから動きたいというのが行政機関の無謬性としてございますので、どここの自治体はこうやっているですとか、こういった判断基準があるという情報を県としていかに提示していけるかが肝だと思っています。そういった基準のようなものを裁判所の皆様にも教えていただきながら周知を図っていくことができれば、もう少しハードルが下がるのかなと思ったところでございます。

■委員長

ありがとうございました。ほかの方から何かありますでしょうか。

●委員

説明者の御説明の中で、御丁寧な対応をされている事例の御紹介があり、大変感激いたしました。御紹介のあった事例は、しっかりとマッチングがなされて、適任な候補者が見つかった事例だと思うのですが、実際は、マッチング、いわゆる受任調整の部分がなかなか難しいということを目にしたりします。成年後見制度利用促進基本計画が第2期に入って、今後は御本人の意思尊重という部分を重視してマッチングをしていかなければならないとしますと、ますますマッチングという部分は難しくなっていくのではないかと思います。その点に関しましてどのように感じておられますでしょうか。

■委員長

説明者に対する御質問のようですので、お願いいたします。

説明者

後見人というものは教員等と違いまして何かライセンスがあるというわけではございませんし、市中の後見人全員の顔と名前等を把握しているわけではございません。とはいいましても、中核機関が何ができるのかということは常に考えているところでございます。例えば、昨年度までは厚労省において意思決定支援研修という研修が実施されており、市中の後見人を担っている方に対して、その研修をぜひ受講してくださいという御案内をする等、後見人の資質の向上につながる情報の提供をしております。今後におきましても後見人の担い手の底上げに向けた取組をしていくしかないのではないかと考えております。

●委員

千葉市長申立ての事例でも個人名まで挙がってくることは少ないとお聞きしているのですが、大変御苦労されているのだろうなと思いました。あと、先ほど、どのように問題を発見するのかというお話があったと思うのですが、実は、私の母親が離れたところに住んでいて、今は施設に入っているのですけれども、施設入所に当たって頼りになったのはケアマネージャーでした。地域の包括支援センターがしっかり情報を把握してくれていたと感じました。民生委員も近くにいたのですが、言いにくい部分があったようですので、地域包括支援センター等に働き掛けていくことも一つの方法としてあるのかなと思いました。あと、社会福祉士という方がいらっしゃると思います。社会福祉士の専門職団体もありますよね。ただ、社会福祉士の人数の確保が難しいという話も耳にするのですが、どうなのでしょう。社会福祉士の方は、病院に勤めておられたりする方が多く、こういった方が後見人になるということは難しいともお聞きしているのですが、教えていただけたらと思います。

説明者

他団体の話ではございますが、私どもが耳にしている情報では、社会福祉士

会の会員の大半の方はどこかに勤めていらっしゃる、県内でも個人事務所等を構えている方はほとんどいないとのこと。したがって、社会福祉士の方は、勤めながら後見人としての役割も担うという活動をなさっておられますので、会員の数は多くても沢山受任するということは難しいのではないかと考えております。

●委員

ありがとうございます。

■委員長

ここで話の流れを整理したいと思います。今回の家庭裁判所の諮問事項は、地域連携ネットワークを一つの野球チームに例えますと、まだチームすらできていない自治体が多く、チームはできているけれどもキャプテンが決まっていないですとかキャプテンが十分にその能力が発揮できていないためチームとしての力が発揮できていない自治体がある中で、どのようにしたらチームの結成あるいはキャプテンの育成といったことができるのだろうか、そこに家庭裁判所としてどのようなお手伝いがこれからできるのだろうか、どこに力点を置けば良いのだろうかということなのだろうと思うのですが、そういった視点からも御意見をいただけますでしょうか。

●委員

今、お話があった例は非常に分かりやすかったので、お聞きしたいのですが、チームが無い、あるいはチームの能力発揮が不十分だという状況の中で、裁判所として、どういった能力をまずは育ててほしいということはあるのでしょうか。

■委員長

オブザーバーの方から御意見はありますか。

▲オブザーバー

中核機関に期待される広報、相談、制度利用促進及び後見人支援の四つの機能を御説明させていただいたのですが、まずは地域と司法をつなぐという意味合

いにおいて広報機能及び相談機能が備わると良いのではないかと考えております。受任者調整を始めとする制度利用促進機能及び後見人支援機能ももちろん重要ではございますが、応用編ということになろうかと思われまますので、まずは広報機能及び相談機能というところがベースとなっていて、そこから少しずつ発展していった制度利用促進機能及び後見人支援機能も備わっていくと良いのではないかと考えております。

●委員

ありがとうございます。恐らく、自治体によっては、最初から全ての機能を備えるということは難しいところもあると思われまますので、できる機能から備えていけるように機能をパッケージとして示すのではなく、複数の機能の具体的内容を示した上で、各自治体の実情に応じて選択できる仕組みを提示する等すれば、現状よりは取り組みやすくなるのではないかなという意見を持ちました。

▲オブザーバー

私は、平成31年に千葉家庭裁判所に着任して、第1期の成年後見制度利用促進基本計画下の取組を見てきました。そうした中で、主任書記官が自治体にいるいろいろな説明をしに行ったり、情報提供をするに当たって聞いたことなのですが、各自治体が扱う分野が必ずしも一緒ではない中で、こういうやり方をすれぱうまくいくという形ではなく、まずは、各自治体のお話を聞いて、それを基にいろいろ提案をしていく形だったと聞いております。また、その時に、中核機関や権利擁護支援センターといった名称の箱ものだけを作るのではなく、そういった名称の箱ものがなくても良いから、まずは、広報をし、相談を持ちかける人がいたら、申立ての支援を行い、その人が後見人になった場合に必要な支援を行っていくような流れになってくるのではないかというお話もしたと聞いております。取組が進んでいる浦安市も、いきなりセンターを設置したわけではなく、1個ずつ機能を増やしながらか整えていったと聞いておりますので、どこの自治体においても、恐らく、いきなりセンター等を設置していくということは難しいのではないかと

思っております。

●委員

実際には、できるところからやっていくという形で取組が進められているという理解でよろしいということですね。ありがとうございます。

■委員長

ところが、上手く取組が進んでおらず、自治体ごとに大きな差が生じてしまっているのです。全体的な底上げを図るためにはどうしたら良いのかという点が課題になっているわけですね。私の方からも質問をさせていただきたいのですが、地域貢献推進プロジェクトというものを持っていて、成年後見制度の普及及び啓発、あるいは後見人養成講座及び研修を開催している大学もあると聞いておりますが、例えば、大学が持つ教育機能及び研究機能を自治体の取組に活用していくためには、どこにお伺いしたらよろしいのでしょうか。

●委員

私が所属している大学の例でお話をさせていただきますと、法学の教育をする学部がありますとともにロースクールがありますので、弁護士等の法曹を育てる中でそういった役割を担っていくことは可能かと思われれます。ですので、そういった学部やロースクールとの連携を図ることが考えられるところではございますが、今日の議論を聞いていて、弁護士が出ていかなければいけない場面としましては、後見よりは保佐、補助、あるいは、これまででしたら制度利用の対象とならなかった御本人の欠けている能力の支援が必要な場面だと感じました。大学の役割からしますと、専門職後見人としての役割を担えるようなレベルの高い人材を育成していくことが社会的な要請であると承知しておりますけれども、本日の議論を聞いていて、必ずしもそこまでのレベルでなくても良いのではないかと思ったのですが、今回の成年後見制度利用促進基本計画の中で念頭に置かれている後見人像等を教えていただけますでしょうか。

■委員長

オブザーバーの方でいかがでしょうか。

▲オブザーバー

育成すべき後見人のレベルをどこに置いたらいいのだろうかということによろしいでしょうか。

●委員

そのとおりです。後見人といいましても様々なレベルの方がいらっしゃると思いますが、大学では一番専門性の高いレベルの後見人の育成を担える機能があって、弁護士を育成していく形で取り組んでいるところではありますが、今日の議論を聞いていて、もう少し下のレベルでも良いように思われましたので、質問させていただきました。

▲オブザーバー

後見人の事務は、財産管理及び身上保護の二つに分かれていて、例えば、御本人の財産が高額であったり、法律的な課題等があったりしますと、いわゆる専門職の弁護士ですとか司法書士の方を後見人に選任することが多いと思われます。ただ、財産はある程度ありますけれども、課題といたしましては御本人をどこの施設に入れたらいいのかといった身上保護の点にあるということになりますと、社会福祉士の方を後見人に選任することが多いと思われます。その一方で、御本人が既に施設に入所し、収支も安定していて、いわゆる専門職の方を後見人に選任する必要まではないのですが、孤立無援社会、あるいは高齢社会の中で御本人の親族の中に後見人の担い手がいない場合には、市民後見人の方を後見人に選任することもあると思われます。ですから、レベルの高低といったものではなく、それぞれの御本人の状況に応じて適した方を後見人に選任していくということが成年後見制度利用促進基本計画の考え方だと思っています。

説明者

本人の意思決定支援という言葉が第2期の成年後見制度利用促進基本計画には相当数出てくるのですけれども、後見、保佐及び補助の三つの類型の中で意思

決定支援に最も苦勞するであろう類型は補助と考えられます。意思決定支援はするのですけれども、後見に近づくにつれて、苦勞という面では減少するであろうと思われまゝ。したがいまして、何が難しいかと問われますと、御本人の属性等によってかなり異なりますので、後見人のレベルの話をするのは難しいかと思われまゝ。

●委員

成年後見制度の利用が必要ではないかという方を発見した場合には、まず千葉市成年後見支援センターに御電話をして御相談した方がよろしいのでしょうか。

■委員長

成年後見制度の利用が必要なのではないかと思われる方を発見した場合の相談がスムーズにできるようになっていけばよいということが地域連携ネットワーク構築の目的ですし、そういったことが円滑にいく社会が地域共生社会ということになるのだらうと思ひますが、その道半ばといった現状において、どこに連絡をしたら良いのかということが質問の御趣旨かと思われまゝるので、説明者の方で御回答をお願いできますでしょうか。

説明者

千葉市の場合、高齢者につきましては、第1次的な相談窓口は地域包括支援センターである千葉市あんしんケアセンターになりまして、スキーム上、中核機関は千葉市あんしんケアセンターをバックアップすることになっております。他方、障害者につきましては、障害者の基幹相談支援センターが第1次的な相談窓口となっており、スキーム上、中核機関は基幹相談支援センターをバックアップすることになっております。なお、例えば、千葉市あんしんケアセンターに障害者に関する御相談が入ったとしても拒むことはありませんので、縦割りにはなっていないというのが千葉市の実情でございます。

■委員長

よろしいでしょうか。

●委員

ありがとうございました。

■委員長

なかなか取組が進まない小規模自治体をいかに支援していくかが一つの肝になると思います。そのためにも、それぞれの自治体に分け入って、実態を把握し、同じ目線で悩みを共有していくことが必要になるろうかと思っています。そういったフィールドワーク的な視点から研究をされている委員からアドバイスを頂けるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

●委員

私が所属している大学で成年後見制度に関わっていくとしますと、地域連携等を広く行っておりますので、そういった枠組みの中で関わっていくことができるのではないかなと思っております。ただ、自治体によって熱意や事情が違うので一律にはいかないと思います。私は、この委員会の前にアセスメント委員会に出席したのですが、業者や自治体ごとに熱意とか取組方法が違っており、どうしたらトップダウンで決めたルールに乗ってもらえるかということを議論しました。成年後見制度の利用促進に向けた取組においても、例えば千葉県でしたら県庁を抱えている千葉市が一番大きい市でしょうから、そこでモデルケースを1個作って、これが当面の理想形であると、千葉県がトップダウンで各自治体に示していくことが必要だと思います。幾らやってくださいと号令をかけたところで、何か見本を示さないと、ではどうすれば良いのかというところで止まってしまうと思います。見本が示されれば、あとは自治体ごとに、人が足りないですとか、お金が足りないといった具体性を帯びた問題に収れんされていくのではないかと考えます。号令をかけている以上、千葉県がある程度のところまでは、ばらまきではないですけれども、サポートしてあげなければ取組は進んでいかないと考えております。

●委員

広域自治体として市町村を支えるというのが県の役割でありますので、どういった形での支援ができるのかということは常に考えていかなければならないことだと思っております。先ほど、ばらまきという御発言がございましたが、どのように支援をしていくのかということで、モデルケースを示すということはまさにそのとおりだと考えておりました、千葉県といたしましても、手順や好事例をできるだけ紹介していただきたいと思っております。指針がないと動きにくいというのが行政の性でもございますので、県内だけではなく、県外からも広く事例の情報提供をしていただければと思っておりますし、もしそういった情報がどこかで集約されているのであればそれも教えていただければとは思っております。

■委員長

ありがとうございました。時間も押してまいりましたので、まだ御発言のない方、お願いいたします。

●委員

丁寧な御説明をしていただき、ありがとうございました。1点だけ説明者にお聞きしたいのですが、成年後見制度の御案内という資料はどこに行けば頂けるのでしょうか。

説明者

広報活動の一環として、中核機関ではこういったパンフレットを作成しているのですが、地域包括支援センター、基幹相談支援センター及び市役所の窓口においてあります。それから、数といたしましては40か所ほどと記憶しておりますが、市内の公民館ですとか、市民の方の目に留まるような場所にも配架されております。

●委員

ありがとうございました。資料として素晴らしいものだと思いますし、必要としている方が年々増えてきているとも感じております。先ほど社会的孤立というお話がございましたけれども、実際、我々が所管している学校の教職員の中に

も、介護だけではなく、親が認知症となって、なかなか財産管理やコミュニケーションを取ることも難しくなってきた、職員自身も孤立してしまい、いずれは仕事を辞めざるを得ないというケースも出てきております。そういったケースに関わる立場の私でさえ、成年後見制度というものをよく知らなかったということがございましたので、例えば、町内会及び自治会等を通して、こういう制度があるということがもっと知れ渡ってきますと、困ったときに必要な情報が得られるようになり、成年後見制度を利用してみようとする方も増えてくるのではないかと思います。また、学校教育では、中学校の社会科ですとか、高等学校の公民科などで、公的扶助を取り扱う単元がございますので、中高生には年代的にこの制度を理解することは難しいとは思いますが、何らかの形で取り上げたりすることも制度全体の発展につながるのではないかなと思いました。

●委員

成年後見制度を広く知っていただくという意味では、今、調停制度につきましては調停手続相談というものを全県でやっております、千葉県におきましても7月から11月にかけて県内17か所で実施する予定となっております。成年後見制度につきましても県内で同様の相談会のようなものを毎年開催していくと制度周知につながっていくのではないかなと思いました。市民目線で言いますと、こういうことを相談するのは恥ずかしいですとか、これはどうなのだろうという疑問を抱いたときに、裁判所に相談することはものすごく敷居が高いですし、弁護士に相談することはお金がかかりますので、気軽にいつでも相談できる機会等がありますと、相談してみようかなという気持ちになると思います。成年後見制度を利用した方が良いか否かという最初の部分を市民としては聞きたいということがございますし、制度を利用することになった場合にも申立書の書き方を始め小さなハードルが沢山あるかと思っておりますので、そういった点を市民目線で一緒に考えていただけるとありがたいなと思いました。私が所属している団体では、現在、施設に出向いて無料で障害者の保護者の相談等に乗っているのですけれど

も、保護者の高齢化が進んでおり、そろそろ成年後見制度を利用したいという相談を受けたりすることもございましたので、気楽に相談できる場所等があると良いなと考えております。ぜひ県の方でもお考えいただければと思います。

●委員

今日は本当にありがとうございました。とても勉強になりました。小さな市町村の取組がなかなか進まないというお話がございましたが、小さな市町村ですと人の目が気になって成年後見制度が利用しにくいということはあろうかと思えます。そういった部分を解消するために、成年後見制度は特別な制度ではなく、誰でも利用する可能性がある一般的な制度であることを広報していく中でニーズを先に高めていかないと小さな市町村への普及は難しいと思いました。それから、私にも年老いた親がおりますけれども、認知機能には問題がないのですが、目が見えなくなって、はがきの内容が分からないですとか、片仮名用語が分からないですとか、スマホが使えないから分からないといった方の支援等を通じて、ハードルの低いところから親しみの持てるような形で制度の普及をしていけると良いではないかとも思いました。

■委員長

ありがとうございました。本日、御参加の各委員のバックグラウンドになっている、あるいは、所属されているところは、地域連携ネットワークの潜在的な構成員なのではないかと考えております。そういったチームの一員として、これからこの制度がより活用されていくように、それぞれの立場で取り組んでいただければと思っております。今日、皆様方から頂いた貴重な御意見をこれからの家庭裁判所の取組に生かしてまいりたいと思えます。本日は、本当にありがとうございました。

(5) 次回開催日時等

次回の開催を令和5年3月6日とし、次回のテーマは「デジタル社会における少年の非行防止とネットセーフティ講習」とすることについて、委

員の賛同を得た。